

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第11号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）

第 9 条 市長は、令和 8 年度分の保険料について、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。